

会議録要旨

(敬称略)

(1) 会議の名称	令和4年度第1回あわら市国民健康保険運営協議会
(2) 開催日時	令和4年9月9日(金) 19:00～20:10
(3) 開催場所	あわら市役所 101 会議室
(4) 出席委員	道谷 成雄、佐々木 誠三、谷口 美智子、坂野 彰、西野 暢、池田 美由、赤尾 政治、大藏 正隆、徳丸 敏郎
(5) 欠席委員	林 明美、坂井 健志、大井 尚美
(6) 出席所管課職員	市民生活部長 山田 佳子 【市民課】 課長 矢部 優子 課長補佐 小嶋 裕子 主査 宮川 祐未 【税務課】 課長 山下 綱章 課長補佐 下村 純子 課長補佐 相模 恵利
(7) 傍聴人	なし
(8) 会議議題	協議事項(1) 令和3年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算状況について 協議事項(2) あわら市国民健康保険税率改定について 報告事項・新型コロナウイルス感染症に伴う対応について ・後発医薬品使用割合と今後の取り組みについて
(9) 配付資料	資料1～3、当日配布資料
(10) 会議要旨	<p>(1) 令和3年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算状況について</p> <p>委員 収納状況について、滞納繰越分の徴収率は、県内の他市町と比べるとどうか。</p> <p>事務局 繰越分は27.07%である。その年によって違いはある。</p> <p>委員 決算収支について、実質的には黒字ということか。あわら市国保の財政状況は、良いということか。</p> <p>事務局 財政状況は、健全である。実質単年度収支が、その年度が黒字か赤字かを示すものである。平成27年度に団塊の世代の方が全て65歳以上になり、前期高齢者交付金が多く交付され、県単位化前には5億2,300万円の基金を積み立てることができた。今後、団塊の世代が後期高齢者へ移行していくため、国から県に交付される前期高齢者交付金が少なくなる一方で、後期高齢者支援金が増</p>

えることが予測される。今後、徐々に増えていく納付金の資金になることから、この基金は大事に保持、活用しないといけない。
委員 徴収率は、現年度は96.63%、延滞している人は27.07%ということか。

事務局 そうである。

委員 資格者証は、どのような人に交付されるものか。

事務局 滞納者への保険証の交付は、納付相談によりそれぞれの特別な事情の聞き取りをしている。払える能力があるのに、特別な理由もなく納付しない人に、資格証明書を交付している。

委員 保健事業の健診での、未受診者対策の手応えはどうか。

事務局 受診率は3割で、年3回、通知や電話において未受診者勧奨をしている。「忘れていた、ありがとう。」という声もあり、手応えもあるため、今後も継続していきたい。

委員 資産割を廃止すると、所得割が高くなるのか。資産割を廃止して所得割を上げた場合、どんなことがおきるのか。

事務局 資産割廃止は、県の運営方針の中で、令和8年度までに3方式にするように決められ、資産割の廃止分については、所得割や均等割、平等割で採算が合うように考えていかないといけない。

(2) あわら市国民健康保険税率改定について

委員 資産割廃止の3方式に移行する際のメリットについて、「資産のある加入者の負担が軽減される」ということだが、資産のある加入者の線引きは、どのようにするのか。

事務局 資産というのは、土地建物の固定資産を持つ加入者の負担が軽減されるということ。資産割額は固定資産税額に対して15%賦課するということである。この①から④のパターンは全て資産割を廃止した場合の試算である。②③④の所得割については、6.65%で同じ試算である。資産割だけを廃止して、所得割だけを上げるということだけでは、本来徴収すべき保険料に到達できず、応益割分の均等割、平等割も上げなくてはならないということが分かる。

委員 現在の資産割の課税総額はいくらか。

事務局 国保税全体の5%くらいを資産割が占めている。国保税の見込み約6億のうちの約3,000万円が、ゼロになるということである。

委員 資産割は令和8年度までには廃止しなければいけない。その分をどこかで補填しないと採算が取れないということだが、今後税率はどこで決めるのか。

事務局 令和5年度までに、この協議会において案を示して協議し、議会でも説明し決めていきたい。

委員 一旦資産割廃止の3方式で保険税率が決まっても、県内保険税統一の金額になるのは、その後か。

事務局	そうである。県下統一の目標年次がまだ確定しておらず、県は次の運営方針までに、医療費水準、収納率、基金の使い方などをどうするかなど、保険料統一に向けたロードマップについて、市町と協議しながら決める予定である。
委員	国民健康保険税の賦課限度額は令和4年度から上がったか。
事務局	令和4年度から99万円から3万円上がって102万円になった。賦課限度額を上げることで、中間層の負担を少しでも軽減できるようにという仕組みである。
委員	資産割の廃止について、二重課税になるとの懸念もあり、廃止されるということか。
事務局	そういう意味合いもある。
委員	世帯が3,500世帯で資産割分が3,000万だから、1世帯1万あげればいいという計算になる。中間層がないということで、ある程度収入が多い層に収めてもらうといいのではないか。あわら市は高齢化率も高い。
事務局	加入者のうち、65歳以上が57%を超えた。
委員	均等割と平等割を上げてでも軽減される世帯があるので、1割上げたとしても実際上がるのはせいぜい数%ではないか。
事務局	軽減される世帯分については、県や市から100%補填される。国保制度はその点が良い制度だが、やはり中間層に目を向けないといけない。今年から所得に関係なく全世帯の未就学児の均等割を半分にする制度ができ、均等割を改定しやすくなると思う。
委員	数年後には、世帯数はかなり減ると思われる。何世帯になると見込んでいるのか。
事務局	10年前の被保険者数は、約7,500人だったので、激減している。また、社会保険に適用拡大する制度も国の政策で行われており、国保加入者は、低所得者がますます多くなるため、税率改定するうえで考慮する必要がある。この運協での意見を議会に上程し、議決を得ることになる。
議長	今、事務局案として四つの案が出ているが、良いと思われるのは④と思えばよいか。ただそれで進むのかというのはまだ別問題で、今後も何回か審議し、最終的にこれでいくという案を作り上げていくのであろうが、最終はいつか。
事務局	資産割の完全廃止は6年か7年と考えているが、県のロードマップが後に出来上がるので、それも参考に決定していく予定である。
議長	今後完成する県の計画の指針を睨みながらということなので、じっくり考えてご検討していただきたい。
事務局	報告事項 2点